

吉野川市と財務省四国財務局との連携・協力 に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と財務省四国財務局（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力して、地方創生に向けた地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力して取り組むべき課題等に関する情報・意見交換を行い、相互に合意した具体的な取組みについて協働で実施する。

- (1) 地域経済の活性化に関する事項
- (2) 相互の職員の人材育成に関する事項
- (3) 地域の課題解決等に向けた他組織とのネットワークの形成に関する事項
- (4) その他甲及び乙の協議により必要と認められる事項

（有効期間）

第3条 この協定は、締結の日から発効し、有効期間は平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも協定の終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定による取組の実施に当たって知り得た秘密を甲又は乙の承諾なしに他に漏らしてはならない。

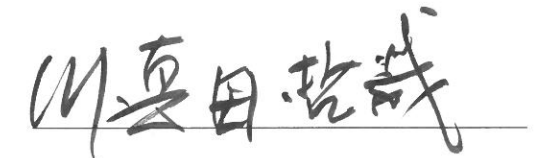
（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月18日

甲 吉野川市
市長



乙 財務省四国財務局
局長

